

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進について ～ 地域とともにある学校づくりを目指して ～



## 1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは？

- ・ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**は、学校と地域住民等が力を合わせて、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「**地域とともにある学校**」を目指すための仕組み。
- ・ 学校運営協議会は、地域住民や保護者などから構成され、学校の運営について意見を述べたり、基本的な方針を承認したりすることができ、地域の声を活かし、**地域と一体となって特色ある学校づくり**を進める。

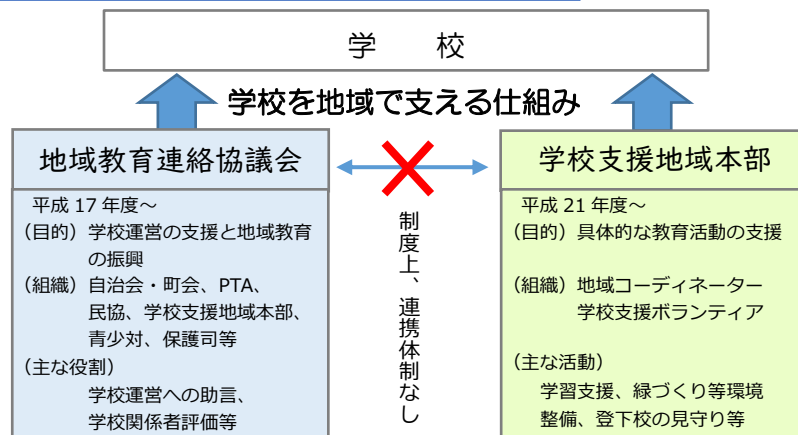
### <背景>

- ・ 近年、急激な社会の変化に伴い、子どもたちを取り巻く状況や学校が抱える課題は、ますます複雑化・多様化。
- ・ いじめや不登校児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要。
- ・ 地域においても家族形態の変化や価値観・ライフスタイルの多様化により、地域社会のつながりが希薄化。

### <経緯>

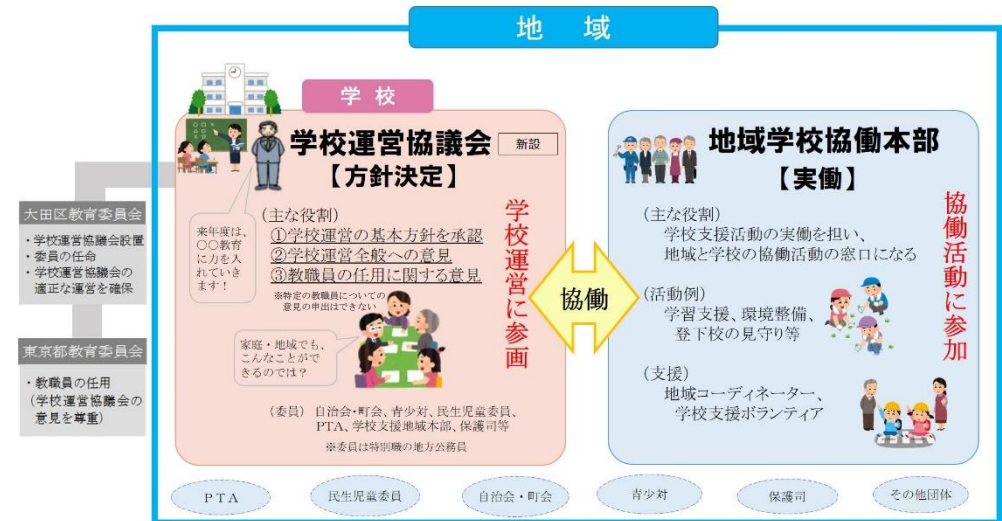
- ・ 平成16年度：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地域の特色を生かした学校運営を目的としたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）創設。
  - ・ 平成29年度：地教行法改正。コミュニティ・スクール（CS）設置の教育委員会努力義務化。
  - ・ 令和3年度：モデル事業実施（5校）、大田区学校運営協議会規則策定。
  - ・ **令和4年度：CS正式導入（5校）** ・ **令和5年度：CS導入（14校を加え、合計19校）**
- ※参考 令和5年5月1日現在、全国で18,135校がCSを導入（導入率52.3%）。

## 2 大田区の現状（CS導入校以外）



大田区では、学校を地域で支える仕組みとして「地域教育連絡協議会」と「学校支援地域本部」が設置されていますが、制度上両者に連携体制はありません。

## 3 大田区におけるコミュニティ・スクール（CS）



※ 学校運営協議会を導入した学校は、「地域教育連絡協議会」を発展的に解消する。

※ 「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」へ名称変更する。

### 【学校運営協議会の主な役割】

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- (2) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

### 【目指す姿】

- 1 学校・家庭・地域の連携・協働により、未来を担う子どもの成長を育むCSづくり  
学校運営のビジョンを学校・家庭・地域が共有し、子どもの成長を地域全体の課題として取り組む仕組み
- 2 地域の特色を活かしたCSづくり  
各学校と地域の特色を活かした仕組み
- 3 持続可能な学校運営に向けたCSづくり  
安定した協議の中で持続可能な仕組み
- 4 地域学校協働本部との一体的なCSづくり  
CSと地域学校協働本部が、相互にパートナーとして支え合う仕組み
- 5 学校・家庭・地域がつながる、学校を核としたCSづくり  
学校を核とした新たなコミュニティ創出の仕組み

### 【期待される効果】

- 1 学校
  - ・ 地域の多様な人材活用による、特色のある学校運営の実現
  - ・ 地域の方々の新たな発想による課題解決
  - ・ 教職員の働き方改革につながる、地域による教育活動の支援
- 2 地域
  - ・ 防災活動や地域行事への参加等による、地域活性化の促進
  - ・ 地域における世代間交流の促進、やりがいの創出
  - ・ 地域への愛着を生み、将来の地域の担い手を育成
- 3 家庭
  - ・ 充実した学校生活を送る、子どもの生き生きとした姿
  - ・ 地域に支えられ、子育てしやすい安心感
  - ・ 地域交流等による、親子での地域参加

今後は、地域と学校の連携・協働に向けて、効果を検証しながらコミュニティ・スクールを推進してまいります。